

鎌倉市告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づく道路の区域の変更及び同条第2項の規定に基づく道路の供用の開始を行ったので告示します。

関係図面は、都市整備部道水路調査課において令和7年（2025年）11月18日から令和7年（2025年）12月2日まで一般の縦覧に供します。

令和7年（2025年）11月17日

鎌倉市長 松尾 崇



1 市道路の区域の変更

変更前 道路法第18条第1項（道路の区域の変更）

整理 番号	道 路 の 種 類 及 び 路 線 名	変更の区間					
		起 点		終 点		幅 員 (m)	延長 (m)
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番		
8	市道002-048号線	材木座五丁目	933番12	材木座五丁目	957番11	1.85～1.94	4.44

変更後

整理 番号	道 路 の 種 類 及 び 路 線 名	変更の区間					
		起 点		終 点		幅 員 (m)	延長 (m)
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番		
8	市道002-048号線	材木座五丁目	933番11	材木座五丁目	957番11	1.88～2.96	4.44

2 市道路の供用開始

道路法第18条第2項（供用の開始等）

整理 番号	道 路 の 種 類 及 び 路 線 名	供用開始の区間			
		起 点		終 点	
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番
8	市道002-048号線	材木座五丁目	933番11	材木座五丁目	957番11